

市町村合併調査研究特別委員会

平成16年4月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士	○小野 隆雄	嶋田 善行	松田 正
飯高 昭二	西谷 剛周	浅井 正八	坂口 徹
浦野 圭司	吉川 勝義	木田 守彦	木澤 正男
里川宜志子	中西 和夫		

森河議長

欠席委員 中川 靖広

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	企画財政課長	藤原 伸宏
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
同 係 長	福居 哲也		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開 会（午前9時00分） 署名委員 吉川委員、木田委員
委員長	おはようございます。中川議員が欠席しております。その他全員お集まりでございますので、ただいまより市町村合併調査研究特別委員会を開会します。 それでは本日の会議をはじめます。
委員長	町長が所要のため欠席でございます。助役の挨拶をお受け致します。芳村助役。 （ 助役挨拶 ）
委員長	まずはじめに、本日の委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、吉川委員、木田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。
委員長	それでは、レジメに沿って審議を進めてまいります。 1. 市町村合併について （1）第11回 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の報告についてを議題と致します。 理事者の報告を求めます。
企画財政 課長	それでは、去る4月7日、平群町総合スポーツセンターにおいて開催されました、第11回合併協議会について、ご報告申し上げます。 まず始めに、報告第23号第5回新市の名称・事務所の位置検討小委員会報告についてでございます。去る3月29日に、上牧町保健福祉センターにおきまして、第5回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、下村委員長から報告がされております。まず、

新市の名称についてですが、去る2月5日から3月10日までの約1ヶ月間にわたり新市の名称の公募がされました。公募の結果は、応募総数4,098件のうち有効件数3,677件でございました。名称の種類で申し上げますと635種類となっております。小委員会では、これら応募されました名称の中から新市の名称候補を絞り込むこととし、その方法として、1次選定、2次選定の手順により選定することとし、協議会に報告する名称候補の点数としては5点程度とし、1次選定の時点で、応募数が多かった上位3点が漏れていた場合には、その3点を協議会に報告する点数に追加することとされました。

資料1－3の新市の名称・事務所の位置検討小委員会の協議経過及び結果についてをご覧頂きたいと思います。1ページをお開きください。1次選定では小委員会の各委員が1人3点以内を選定し、その結果、635点の応募作品の中から、ここにごございます15点に絞り込まれております。2次選定では、まず、協議により、1次選定の15点には、応募数が多かった上位3点がすべて含まれており、また、この3点が1次選定の上位3点でもありましたことから、「西和市」、「西大和市」、「法隆寺市」の3点を選定をされました。次に、残りの2候補については、委員の投票により選定することとし、1人1票の投票を行った結果、「西奈良市」、「やわらぎ市」の2点を選定されております。2ページから4ページには、委員からの選定理由が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、庁舎機能の方式について各委員の意見集約を行った結果、新市のすべての業務、職員を一つの庁舎に集約する本庁舎方式は、7町の各庁舎の現況を考慮して採用することができないということから、当面は、政策・管理部門や議会を除き、従来の行政機能のうち、日常的な窓口や住民生活に直接関連する行政サービス業務をそのまま残す総合支所・一部分庁舎方式を採用することにされました。資料の6ページにそのイメージ図がございますので、ご覧いただければと思います。なお、事務所の位置については、次回の小委員会で協議されることとなっております。以上が新市の名称・事務所の位置検討小委

員会の内容でございます。

次に、報告第24号第5回新市建設計画（まちづくり計画）策定小委員会報告についてでございます。去る3月30日に、斑鳩町中央公民館におきまして、第5回の小委員会が開催をされました。この審議結果等について、荒木委員長から報告がされております。小委員会では、まず、継続協議になっていました新市建設計画にかかる県事業の推進（案）について、前回の小委員会での委員の意見を踏まえ、事業内容等の一部修正されたものについて、協議の結果、承認をされたところでございます。また、同じく継続協議の公共的施設の適正配置と整備方針（案）についても、協議の結果、原案どおり承認をされたところでございます。

次に、財政シミュレーション及び新市財政計画（案）が新規協議として提案され、小委員会では、多くの質問、意見がだされたので、これらを踏まえて、調整することで、継続協議とされております。以上が新市建設計画策定小委員会の報告内容でございます。

続きまして、報告第25号の平成16年度事業計画及び報告第26号の平成16年度予算について事務局より報告がされております。これにつきましては、お手元の資料1-1の2ページから10ページにございますので、後ほどご覧いただければと思います。この報告については、委員より、「いつごろ住民説明会の資料作成が行われ、住民説明会が行われるのか」との質問があり、事務局より、「今後提案される協定項目として、5月に4項目、6月に6項目、7月に1項目を提案する予定で進めている。したがって、8月に最終的な確認をいただき、これら協定項目がまとまった段階で、並行して住民説明会資料を作成したい。各町の住民説明会は夏ごろになる。」というふうに考えているとの回答がございました。

次に、報告第27号住民負担に関わる協定項目の具体的な調整方針についてを説明させていただきます。資料の12ページから15ページでございます。これは、第10回までの協議会で確認されました協定項目のうち、住民の日常生活に関わりの深いものについて、7町の

協議により具体的な調整方針がまとまり、報告されたものでございます。

まず、12ページをご覧ください。法人市民税及び都市計画税の税率については、調整方針として、合併時に調整することで確認をされております。

まず、1点目は、法人市民税の税率でございます。均等割については、7町とも同じであるため、現行どおりとし、法人税割については、資本金1,000万円以下の法人については12.3%、資本金1,000万円を超える法人については14.7%にするとの調整方針でございます。県内の状況では、10市のうち香芝市を除く9市において14.7%となっており、32市町村が12.3%、王寺町など6町では今回の調整方針と同じ税率が採用されております。

2点目は、都市計画税の税率でございます。平群町、三郷町、王寺町では0.2%、斑鳩町は0.15%、その他の町では課税をされておられません。また、平群町では平成2年度から課税停止をされております。都市計画税については、今後とも新市において都市計画事業を進めていく必要があり、その財源確保のため課税することとし、税率については0.2%にするという調整方針でございます。県内の市の状況としましては、香芝市を除く9市で課税をされております。

3点目の国民健康保険税の税率については、その調整方針として、合併をする年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から3年以内に統一をする。また、課税限度額については、合併する年度は現行のとおりとし、合併の翌年度に統一をするという内容の確認がされたものでございます。税率については、平成14年度決算額に基づき、7町が合併するとして、医療費の支出見込み額を推計し、その額から保険税以外の収入見込み額を差し引き、保険税の必要額が算出されております。課税方式は、現行どおり、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用し、それぞれの負担割合は、地方税法に定める標準割合を適用したものでございます。これにつきましては、15ページに2つのモデルケースを設定し、現行と調整方針の比較をした表がございますの

で、後ほどご覧いただければと思います。

次に、4点目の介護保険の保険料でございます。介護保険料について、合併する年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から3年以内に統一するとの調整方針が確認されております。保険料については、平成15年度から17年度までの第2期計画における、7町の標準給付見込み額を合計し、その数値を基に、65歳以上の第1号被保険者の保険料が試算されております。保険料の段階区分については、5段階制を採用し、第4段階と第5段階との境界線となる基準所得を200万円にするとの調整方針でございます。

5点目は、幼稚園の入園料と保育料でございます。確認をされました調整方針では、合併時まで調整するというものでございました。普通交付税の算定において、入園料11,000円、保育料5,900円とされております。この金額を参考に、現行の7町の金額を考慮して、入園料は5,000円、保育料は月額5,500円にするという調整方針でございます。

続きまして13ページをご覧ください。6点目は、予防接種、基本健康診査、各種がん検診等の個人負担額についてでございます。これにつきましては、合併時に調整するとの調整方針が確認をされております。各町の対象者、自己負担額については、それぞれ異なっており、無料で実施をされているところもございますが、一定の負担をさせていただく必要があるとの方針が出されております。また、予防接種については、7町において無料であることから、新市においても無料にするとの調整方針でございます。

以上が、これまでに確認をされました協定項目のうち、住民負担に関わる項目についての調整方針の報告内容でございます。この報告に対して、委員からは、「法人市民税については、企業倒産など厳しい状況がある中で、慎重に考えて欲しい。」、また、「都市計画税については当面0でもよい。市になるから都市計画税をとるというのではなく、どういう都市計画事業の必要性があるから課税するという住民に十分説明できるようにすべき」、また、「住民負担については、合併に対す

るビジョンに基づいて考えるべき」といった意見が出され、岡井会長より「住民説明会において、住民に十分説明できるようにということで調整方針を出した。最終的には、議論しながら合併時までにはきちんと決めていきたい。住民の負担にならないようにするが、最低限の必要なものは頂戴しなければならない。そういう思いのなかでしている。」との回答がございました。

続きまして、継続協議となっておりました協議第31号水道事業の取扱いについてでございます。資料の16ページでございます。今回、具体的な調整方針が出されております。17ページをお開きください。

まず、水道使用料ですが、7町の平成14年度決算をベースにして、新市になった場合の、独立採算としての水道財政の健全化と住民負担の影響、双方のバランスを考慮して検討をされております。現行の7町の料金体系に基づいて、新市の水道事業の収支を試算した結果、斑鳩町の料金体系をとると、ほぼ収支のバランスがとれることから、基本料金、従量料金とも斑鳩町の料金体系を新市の料金体系とする調整方針でございます。加入金につきましては、7町で口径に応じてそれぞれ設定をされており、右欄に記載されましたように調整方針が出されております。資料の18ページ、19ページに、一般家庭で多く使われている口径13ミリと20ミリのそれぞれの使用水量ごとに、各町の現行料金と調整方針との比較を試算表としてまとめております。この協議事項につきましては、委員より「料金など、当面現行のとおりとし、合併後3年を目途に調整するとなっているが、企業会計として採算のとれているところ、不採算のところがあり、3年間その負担をしていくことについて、公平公正の原則から外れているのでは」との質問があり、事務局からは「合併の年度は現行のとおりとし、電算システムの統合など事務作業を経て、できればその翌年度に統一できるよう、専門部会で調整しているところである。」との答弁がございました。この協定項目については確認をされたところでございます。

次に、同じく継続審議となっておりました協議第32号下水道事業の取扱いについてでございます。資料の21ページからでございます。

これにつきましても具体的な調整方針が出されております。22ページをご覧ください。下水道使用料については、公営企業会計の健全財政の維持を目指した料金設定とするため、また、平成14年度末における全国平均が1 m³あたり120円になっていることも考慮し、120円にするという調整方針でございます。

次に、受益者負担金については、現在、三郷町において徴収されており、平群町、斑鳩町、安堵町においては、供用開始時には徴収するという方向で検討されていることから、新市においても受益者負担金を徴収することとし、金額については、1戸当たり10万円とする調整方針となっております。委員からは、「受益者負担金をとると普及率があがらないので、慎重に検討されたい。」との意見がございました。この協定項目についても確認をされたところでございます。

次に、同じく継続協議となっております協議第34号社会福祉事業の取扱いについて、協議第35号障害者福祉事業の取扱いについて、協議第36号高齢者福祉事業の取扱いについては、いずれも質問、意見もなく、原案どおり確認をされました。

次に、資料の27ページをお開きください。協議第37号児童福祉事業の取扱いについてでございます。これも保育所保育料の具体的な調整方針が出されております。保育料については、現行の7町の保育料の水準、また、奈良市を除く県内9市においては、概ね国の徴収基準の80％程度に設定をされておりますことから、新市においても、徴収基準の80％にすることが適当であるとの調整方針でございます。なお、3年間で段階的に改定するため、値上げとなる場合は、合併の年度は現行のとおりとし、以後、現行の保育料との差額の3分の1ずつを上乗せしていきたいとの考え方も示されております。これに対し、委員からは、「福祉サービスは、これまで各町が真摯に取り組まれてきたものであり、合併の目的である少子高齢化社会への対応と、スケールメリットをいかした行政の効率化を図って住民サービス向上という観点から住民負担を極力少なくされたい。」との意見がございました。この協定項目につきましても、原案どおり確認をされたところ

ろでございます。

次に、同じく継続協議となっておりました協議第３８号農林関係事業について、協議第３９号商工・観光関係事業について、協議第４０号建設事業については、いずれも質問、意見もなく、原案どおり確認をされたところでございます。

続きまして新規に提案をされました協議事項についてご説明申し上げます。資料３３ページをお開き下さい。協議第４１号社会教育事業についてでございます。

１として、社会教育事業については、引き続き学習機会、情報等の提供に努めつつ、現行の実施方法を基準に、合併時までに調整し実施する。２としまして、社会教育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。３としまして、町指定文化財、歴史民族資料館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。以上の提案が出されております。社会教育事業につきましては、既に７町において様々な事業が実施をされております。これらは、それぞれの町において定着しているもの、地域の文化との結びつきが強く、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しながら調整をしていかなければならないことから、現行の実施方法を基準に、合併時までに調整し実施することとされたものでございます。資料の３４ページから４４ページに、各町で実施をされている事業、施設概要等についてまとめられておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上が社会教育事業についての提案内容でございますが、特に委員からは質問もなく、継続協議とされたところであります。

次に、協議第４２号財産、公の施設の取扱いについて、ご説明させていただきます。会議資料の４５ページをご覧いただきたいと思います。

財産、公の施設については、新市に引き継ぐ。なお、新市において施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、財政運営の効率化を図るものとする。資料の４６ページから４８ページに平成１４年度末の行政財産と普通財産、有価証券、出資による権利、債権、基金、そ

して、負債であります地方債残高の 7 町の状況がまとめられております。また、49 ページには、7 町の土地開発公社の平成 14 年度末における土地保有残高をまとめておりますので、後ほどごらんいただければと思います。なお、7 町の土地開発公社の統合につきましては、協議第 44 号公共的団体等の取扱いのところでご説明申し上げます。この協定項目につきましても、継続協議とされたところでございます。

次に、50 ページをお開きください。協議第 43 号一部事務組合の取扱いについて、ご説明申し上げます。

1 として、奈良県市町村職員共済組合、奈良県市町村会館管理組合については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市として当該組合に加入する。

2 としまして、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合、奈良県市町村職員退職手当組合については、合併時に調整する。3 として、老人福祉施設三室園組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、西和衛生試験センター組合、西和消防組合、静香苑環境施設組合については、合併の日の前日に解散し、合併の日に全ての事務、財産及び職員を新市に引き継ぐ。4 として、奈良県葛城地区清掃事務組合、香芝・王寺環境施設組合については、合併の日の前日に当該組合から脱退し、合併の日に新市として当該組合に加入する。新市合併の場合には、7 町ともすべて法人格がなくなり、一部事務組合の組合員としての資格を失うため、現在加入している一部事務組合の取扱いについて協議する必要があることから、この提案がなされたものでございます。

2 点目の奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合、奈良県市町村職員退職手当組合については、合併時に調整するとしておりますのは、退職事務を単独で行うのか、新たに新市として加入するか、いずれの方法の選択も可能であり、また、7 町以外の構成市町村との協議が必要になることから、合併時に調整をすることとされたものでございます。この一部事務組合の取扱いについては、特段の質問もなく継続協議とされたところでございます。

次に、協議第 44 号公共的団体等の取扱いについて、ご説明申し上げ

げます。資料の 53 ページをお開き下さい。

1 として、公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向け調整に努める。2 として、7 町の土地開発公社については、1 町の土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させることとし、他の 6 町の土地開発公社については、存続する土地開発公社に、債権・債務を引き継ぎ、合併の日の前日までに解散する。

1 点目の公共的団体の取扱いについては、合併特例法の第 16 条に、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は市町村の合併に際しては、関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その総合調整を図るように努めなければならないと規定がございますことから、基本的な考え方として、統合に向け調整に努めることとされたものでございます。

2 点目の土地開発公社につきましては、新市となる場合、一つに統合する必要がありますが、統合の手順としては、土地の移転登記、債務の引継ぎ、債務保証等事務手続きを円滑に行うため、7 町の土地開発公社のうち、1 町の土地開発公社を新市の土地開発公社として存続させることとし、他の 6 町の土地開発公社については、存続する土地開発公社に、債権・債務を引き継ぎ、合併の日の前日までに解散することとされております。この公共的団体等の取扱いについても、継続協議とされたところでございます。

最後に、資料の 55 ページをお開き下さい。協議第 45 号補助金、交付金等の取扱いについてご説明申し上げます。

7 町の補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次のとおり新市において調整する。

1 として、同一あるいは同種の補助金、交付金等については、統一の方向で調整する。2 として、独自の補助金、交付金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。3 として、他の補助金、交付金等に整理統合できる、補助金、交付金等について

は、統合の方向で調整する。

7町においては、地域の振興、発展を図るため施策の一環として各種団体などに対する財政的な支援あるいは奨励的な補助、育成にかかる補助などを行っており、これら補助金、交付金等の交付については、それぞれの町の歴史や文化、社会的諸条件も異なっており、必ずしも画一的なものでもなく、また、補助の交付要件も各町ごとに若干の相違がございます。したがって、このような従来からの経緯、実情を勘案するとともに公共的必要性・有効性・公平性の観点から、財政状況にも配慮しながら新市において調整するというものでございます。

以上が補助金、交付金等の取扱いについての提案内容であります、委員から意見質問もなく、継続協議とされたところであります。

以上簡単ではございますが、第11回合併協議会の審議等概要のご報告とさせていただきます。なお、次回の協議会でございますが、新たに提案されます協定項目として、新市の名称、事務組織及び機構の取扱い、使用料・手数料等の取扱い、町名・字名の取扱いが予定されており、5月10日、午後2時から上牧町保健福祉センターにおいて開催されることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

説明ございましたが、質疑に入る前に私から聞き取りづらい部分がありましたので、確認いたします。

住民説明会の日時の件ですが、8月に確認と、その後に住民説明会については秋口と聞こえたんですが、もし秋口であるならばもう少し具体的なその後の、9月、10月というような所がでるかどうか、というのは当町の住民投票、今検討しております。その辺のこともありますので、住民説明会の日取りについてもう少し詳しい何月ということをご説明いただけますでしょうか。

企画財政
課長

先程ご説明申し上げた、いわゆる岡井町長の答弁の内容でございしますが、秋口ではなくて夏頃というお答えをされておったと思います。それと、いつ頃というお話でございしますが、先程も申し上げましたよ

うに8月の合併協議会、上旬にございますが、そちらの方で確認をされましたら、並行して住民説明会資料の整理等進めながら、早ければ8月下旬には始めるのではないかと考えておるわけでございます。

委員長　始められるということは説明会が始められるということで確認させていただきます。

委員長　それでは今、報告がありましたことについて、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。

木田委員　今、資料を見せてもらって説明を受けたわけなんです、ある程度住民負担が増えるというのは明らかですが、もし合併しなくても、住民負担が増えるというんですか、当然そうなるのかとは思いますが、それと組合で西和消防とか、三室園とか、組合に斑鳩町も参加してますね、広域7町で。その中でもし合併の中に入らないということになれば、そういう形は将来どうなっていくのか、その辺もはっきりと分かってないから、教えていただきたい問題だと思います。

企画財政課長　合併がされない場合という事でございますけれども、いろんな事を考えていかなければならないという風に思うわけなんです。そういった中で、例えば広域でやれる事務につきましては、広域の方でしていくという考え方も1つの考え方であろうかと思えますし、従来からやっています事務事業の見直し等による経費節減等も進めていかなければならないという風には思っています。また、先ほど最初の方におっしゃいましたように、住民負担増という事もやむを得ない部分であると考えているところでございます。

木田議員　住民は名前が変わろうと、今のところはあんまり関心はないわけです。しかし合併した事によって、住民負担が増え、サービスの低下というのか、健康診断とか、今は斑鳩町だったら無料でやっているのが

有料になるとか、サービスの低下になっていくのが住民にとっては一番辛い事になるのではないかなという風に思いますけれども、その点についてそういう事は、合併してもしなくても同じような状況になるのか、その辺のところ教えていただきたいなと思います。

企画財政課長 合併した場合、しない場合のサービスの低下といいますか、住民負担の増加という事があるかどうかという事でございますけれども、基本的には財政シュミレーションが告示してきた段階では、十分にご説明できるかと思うんですけど、いわゆる合併による特例部分がなければ合併した場合、しない場合においてもそういった事は同じであろうと思っております。

里川委員 少し今日の説明を聞かせていただきまして、私自身も見えない部分もあったりで、財政課の方で捉えてはるのかどうかという事もあるんですけども、ちょっと確認したいなと思う事項がいくつかあるんですが、法人市民税の問題についても、協議会の中でも委員さんからそういったご意見もあったという、今の説明ありましたね。景気悪い中で大変なんじゃないか、という話もあったという事なんですけど、斑鳩町では1千万円を超える事業所というのは、どの程度あるのかな。7町全体だったらどの程度あるのかな、というものあるんですけど、斑鳩町がそういった事業所をもってる割合が7町の中でどの程度になっているのかとか、そういう事が見えてこなくて、法人税こうなりますよ、だけしか分からないような状況なので、できたらそういった所についても私たちも斑鳩町がどんな風に影響を受けるのか、という事を見るためにも、数字などもできたら知りたいなという風に思うんですね。それと1つ、私が資料を見させていただいて、理解しにくかったのが、資料46ページにあります財産や公の施設の取扱いなんですけど、ここで財産の所に出資による権利という事で、斑鳩町が水道事業会計という事で4億2千万円ほど斑鳩町は挙げてるんですけど、同じような公益業を持ち、同じように行政が運営される中で、斑

鳩町はこういう風な方式でやっておられるけど、よそは挙げておられない、というのは何か会計上どんな事になっているのか、という事。これは素朴な疑問なんですよね、処理がどんな風になっているのかなという事が非常に私もちょうと素人なもので、意味がよく分からないんですが、この状況について、もし分かれば説明いただけたらな、という風に思うんですが。それともう1つ気になったのが、社会福祉協議会の件なんですけど、以前から社協の取り組みなんかはかなり違うなあと、取り組みの状況なんかは違うな、という事を感じている部分もあったんですけど、今回資料を見せていただきましたら、社協の補助金ですね、各町が出してる補助金の額という事でもすごくばらつきがあります。このばらつきというのは、即ち、私が先に申し上げました事業の内容のばらつきが大きいという風に私はこの資料を見て思ったんですね。その辺の調整というのは本当にできるのかどうか、という心配があるんですよね。斑鳩町でも非常に力入れてやってきてる問題なんですけど、この辺の協議は今、どんな風にされているのかという事も非常に、この補助金の額を見て大きく差があるなと。やっている事にですけど、単に補助金に差があるのではなく、補助金を受ける事によって、やってる内容についての差が大きいという事をすごく感じてるんですけどもね。それが調整できるのかどうか、社協が本当に役割果たすような一本化でできるのかどうかという事が、ものすごく不安に、この資料を見て感じた所なんですけれども。いくつかあるんですけども、単純にこの資料を見た中で感じた事なんで、申し訳ないんですけど、分かるようであれば教えていただけたらなと思います。

委員長 里川委員の方から3点質問ございました。1千万円を超える事業所、斑鳩町において、他町ではどうか。水道事業会計、社会福祉協議会、この3点について。

企画財政 1点目の法人市民税の1千万円を超える事業所等につきましては、

課長

現在手元に資料がございませんので、後ほど調べさせていただきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。2点目の出資による件でございますけれども、斑鳩町は水道事業会計、出資による権利4億円強と大変多くございます。この内容につきましては、いわゆる老朽管更新事業の出資という事で4分の1の出資をさせていただいております。また、水道事業の安全対策事業として、浄水場の更新事業を行っております。その事業費が多額に渡っております為、出資額も多額になっているという所でございます。3点目の社会福祉協議会の件でございますけれども、他町との比較という事は一概にはできないのかな、という風に思います。と申しますのは他町におかれましては職員の出向という形で人件費を町の一般会計の方でもたれているというケースもございますので、これにつきましては内容の方を見させていただかないと分からない部分であるかなという風に思います。また、どのように協議をされているのか、という事でございますけれども、最近お聞きをした中ではそういった協議を進めていかなければならない、という事で考えておられるのだという程度までしかお聞きはしていない状況でございますけれども、ちょっと十分把握しておりませんのでそういったお答えしかできませんで、申し訳ございません。

里川委員

水道会計なんですけれども、今課長が説明してもらった、その事は私は理解できるんです。ですから斑鳩町の場合はそうやって出資という形で会計上の処理をされているんですけど、よそがそういう処理をされてないのか、それともそういう事業をやってないのか、と言ったらそういう事業をやってるはずなんですけれども、やってるはずだけど、そこら辺の考え方が違うのかな。当然同じようにやっていたら、斑鳩町で挙がってるものというのは、他町でも挙がっていてもいいはずなのに、他町は全く挙がってこないという事はちょっと処理の仕方が違うのかな、という、そこなんですけれどもね。処理の仕方が違うのか、それともよそはやってない、という風に見たらいいのかその所をもう一度見方としてね、この表を見ていく中での見方としてはど

うなのか、という事を再度確認したいと思います。

企画財政
課長

各事業毎の取扱いにつきましては、斑鳩町は一般会計で借入をして4分の1を出資するという形を採っております。各町の考え方として水道事業の方で、場合によっては国から補助金を取るケースもございますし、また一般会計の負担をしないというケースもあるかと思えます。その辺の事情につきましては承知をしていませんので、ご了承いただきたいと思います。

里川委員

確認をさせていただきたいんですが、資料1－3で、新市の名称・事務所の位置検討小委員会の分いただいて、本庁舎、分庁舎とか、総合支所・一部分庁舎方式のイメージ図が付いてますが、これをやっていく中で、庁舎の建設とかいうのは、今3万人以下ぐらいの規模の、それぞれ庁舎を持っているわけですが、15万規模になったら当然、一定のスペースを持つ庁舎が必要になってくるんやろなというふうに思いますが、その方向ですよね、そういった今後の本庁舎の考え方についてが、ちょっとよく私は説明を受けている中では分かりにくいのですが、合併の特例債との関係の中でどんなふうな協議、合併特例債と庁舎の関係とかの話ではどんなふうな協議がされているのか、それと、以前から事務の関係のパソコンのシステムの関係とかも、いろいろと報告をしていただいていたと思いますが、システム関係につきましても、各庁舎生かしてしようと思ったら、繋がなあかんという問題もあるだろうけど、庁舎を建設するのか、しないのか、庁舎を建設するとなったらパソコンのシステムの方法もまたもう一回換えないとあかんのと違うかなという、もう一回換えんなんというか、繋ぎ方を換えんなんとあかんのと違うかなとか、そういったところで二重に投資が必要になってくるのと違うかなという、私もよく分からないまま、そんなこといろいろ考えたりするんですが、そののところもうちょっと、特例債と庁舎の関係と、パソコンのシステムの関係との中で、もうちょっと説明を受けることができれば、有り難いと思うんですけど

ど。

企画財政
課長

まず1点目の庁舎の建設の関係ですが、これにつきましては新市の名称・事務所の位置検討小委員会の中で協議がされておったところでございます。今回のいわゆる庁舎方式の検討という中で、その議論がされておりました。その中での意見と致しましては、合併特例債のあるうちに庁舎建設を、当面はこの庁舎方式ですとしても、特例債の使えるうちに庁舎を建ててはどうかという意見、あるいは財政的に苦しい中、庁舎建設については先延ばしにしてもいいのではないかな。あるいは、特例債を使うということについては、やはり起債を使うということであって、好ましくないのではないかな、そういったご意見で、これにつきましては結論というものは出ていないというふうに思っております。

2点目のシステムの関係でございますが、現在、どのようにシステムを組み立てていくかということにつきましては、その業務を委託しているところでございまして、その中でどのように結論が出されるのかと思います。これにつきましては、今暫くお時間をいただきたいと思います。ただ、費用負担という面でございますが、いわゆる合併によって生じた、こういった費用負担につきましては、合併特例債なり、補助金の対象となるものでございますので、実質的な費用負担というのはそれほど生じないのではないかなと思っております。

里川委員

システムのことは一番ポイントにしているのは、今、課長は庁舎建設についてはまだ結論出てないということなんですけど、結論に導くまでの問題として、いきなり庁舎を建てて、そして分庁舎とかいう形になるのであれば、パソコンのシステムをそういう繋ぎ方、一気にポンとしたらいいわけですがけれども、その考え方になってなければ、パソコンのシステムの繋ぎ方が違うんじゃないのかなと、ちょっと、その構築の仕方というんですか、違うんじゃないかなというのがありまして、みんなが取り敢えず、同じように一斉に繋ぐと、繋いだけれ

ども、今度本庁舎、別個に、後日建てたとなったら、今度、またパソコンのシステムの関係のやり直しというのか、費用が嵩んでかかってくるのではないかと、そういった二重投資というのか、そういうやり方になるんじゃないかな。そうしたらそういう場合に、そういう方式にしたら、どの程度の費用がかかるのか、とにかくお金がないから、しんどいから考えようというている中で、そういう無駄なお金の使い方になるんじゃないのかなという、私は気になっているところなんです、その議論はされてなかったんですかね。それと、考えはるときに、そういうことを含めて考えているということではないのか、どうかも、確認させてもらえたら。

企画財政
課長

パソコンのそういったシステムの構築ということにつきましては、先程申し上げましたように、そういったおっしゃっている内容のことも含めて、委託をしている。勿論、システムの構築を委託業者でしていただくなかでは、今おっしゃったような、二重投資と同じような経費の使い方、これについては極力排除していくような方向でのシステム作りというのを考えてもらおうと、そういうご提案をいただくというふうに委託をしているところです。

木澤委員

今の質問に関連してなんですが、今当面は総合支所で一部分庁舎方式ということで話はされていると思うんですが、最終的には本庁舎建てやなあかんというところで、小委員会は話をされていると思ったんですが、その点はどうなのでしょう。

小野委員

小委員会の委員として答弁させていただきます。

今、木澤委員のおっしゃるとおりで、小委員会ではその事でいろいろ議論しています。藤原課長も傍聴されているという中で、里川議員に答弁されてましたので、もし再質問があれば補足でさせていただこうと思っていたのですが、確かに、はっきり言いまして、2名の方が合併特例債があるんだから、合併の10年以内に、それを建てるのが

本筋だというような意見もあるんですが、他の委員さんについては、やはり合併特例債をそういうものに使う必要もないんじゃないのか、それから70平方キロちょっとの所で、本庁舎で集約するというより、今の現在ある庁舎、これを総合支所という形でして、方式だけは総合支所・一部分庁舎方式で確定させてもらいました。それを確定した中で、法定協議会に上げる段階で、本庁舎はいつか建てないといけないだろうということで、はっきりと明記すべきだという意見とそれはその時の経済情勢もあるし、こういう方式で住民にどれだけの不便さを与えるのかとか、また行政が円滑に進まなくなるということで、いつかは本庁舎を建てないといけないだろうと。その中の表現ですみやかにと表現変えよとか、そういう意見もたくさん出てるんです。いつかは本庁舎を新たに建設するんだと、その位置も決定しておくべきだという意見もあるんですが、最終の結論が出ていないのですが、今は取り敢えずどういう方式だということ。どういう方式かということは、総合支所・一部分庁舎方式、その中での本庁舎、この本庁舎の位置が新市の事務所の位置、そういう具合になっていると。分庁舎にどれだけのものを入れるかどうかは、その本庁舎を今の7つのどこへと決定した段階で、分庁舎の機能をどこへどれだけ持たせるかと、それも検討しないといけないと思いますが、先程から里川議員がおっしゃっているように、本庁舎を合併特例債を活用して10年以内に建てるべきだという意見を言っておられる委員さんもおられることは事実です。今のところそういう議論の段階で、まだ確定はしていません。

以上です。

木澤委員　今回、僕が、初めて住民負担にかかわる協定項目と言うことで、一番知りたかった、住民が知りたいだろうと思っている項目が出てきたと思うんですが、今後についてはこういった項目というのは、今回は27号として終わりなんですか。今後についても審議、こういう形でいくんですか。

企画財政課長 5月の合併協議会におきまして、使用料及び手数料について報告がされます。そういった中でもできるだけ具体的な調整方針を出して、こういう方向で進められていくと考えます。

里川委員 もうひとつ、聞いていて分かりにくかったこと確認させていただきたいのですが、公社の関係なんです、7つ公社あるんですが、1町の土地開発公社を新市の開発公社として存続させることとして、他の6町の土地開発公社については存続する土地開発公社に債権、債務を引継という、そういう手法を採るんだということなんです、普通だったら集まったら、新たに何でも作っていくというのが、合併なんかの中でもいろんな事務をやるなかでも、そういう形を全部採ると思いますが、公社についてはこういうやり方になると、そうしたらその1町というのはどこが基準になるんだとか、それと他の公共的団体の取扱いについても、いわゆるこういう手法のやり方になっていくのか、そこら辺が今日ちょっと説明お聞きして、分かりにくくて、もうひとつ腑に落ちないというのか、そういう状況なので、もうちょっと分かり易く説明していただけたら、有り難いのですが。

企画財政課長 1町の公社だけを残して、そちらの方に債権債務を引き継ぐというやり方、これは今のところ土地開発公社だけの考え方でございます。と申しますのは、7町の公社は解散してしまって、新たに新市の土地開発公社を作りますと、事務上の手続きが非常に煩雑になってきます。そういうことよりも1町の、事務上の問題でございますので、どこの公社を残すということではなくて、できるだけ債権債務を引き継ぐのに一番合理的な所を残すという形になろうかと思いますが、それを残しておいて、こちらに債権債務を引き継ぐというやり方のほうが、ある意味合理的ではないかということから、こういった手法を採っていきたいと思います。従いまして、公共的団体につきましてはこの様な取扱いの仕方はされないと思います。

木澤委員	土地開発公社の件ですが、法定協議会の中で土地開発公社が、49ページの表に示されている金額というのが、今の時点のものではないということと言われていたと思いますが、聞いていてちょっとよく分からなかったのですが、いつの時点の価値の金額になっているのか。
企画財政課長	49ページにございます表の数字でございますが、これは簿価と言われる部分でございます。土地の取得価格にそれまでの経過年数に応じた利息分、或いは取得時に生じた経費、そういったものを合計した金額でございます。従って、いわゆる協議会の中でのご質問の時価という部分につきましては異なっているというところでございます。
木澤委員	法定協議会の中でも時価に直して数字出してくれると聞いていたと思いますが、それについて。
企画財政課長	事務局の答弁では、7町の担当者と協議をしながら、出せるものについては出していくというような答だったと思います。そういったことで協議の方があろうかと思っております。
木田委員	細かいことですが、協議第40号の中の31ページの中で、斑鳩町の町営住宅の中で用途廃止している五百井団地が13戸となっていて、目安団地が載っていないんです。これは4月7日ですか、この日に確認、提出されて、それ以後確認されておると思いますが、こういう資料がなぜこのようになったのか、用途廃止されているのが載っていて、供用開始されているのが載っていないというのは、ちょっとおかしいのではと思いますが。
企画財政課長	資料の統一と言うことでございまして、統一化を図るために平成14年度の決算数値、或いは14年度末の数字を用いております関係上、こういった資料になっておると思います。

木田委員 14年度ということですが、それはそれでよろしいですが、他の資料についてもみんな14年度の分で載せているわけですか。

企画財政課長 比較的比較に使えるものについてはそうではないのかも分かりませんが、大体決算額等に基づくものにつきましては14年度の数値等でございます。

吉川委員 8月下旬に説明会を開くということなんですが、この内容について、項目というのか、どういう方法でやられるのか、お聞かせ願いたい。

なぜかと言いますと、現在14年度と木田委員から質問があつて、14年度現在のものが出ています。しかし、これからやろうとする斑鳩町の場合なんか特に都市基盤が遅れている訳なんです。これから金、なんぼでもいる訳や。そういうところと、下水道ひとつ見ても、現在供用開始しているところはやはり、ある程度整備も進んでいると思うんですよ。この何では書いてないから分からないけど。仮に斑鳩町も整備がみんな進んであつて、17年に供用開始なる。こんなのはっきり言って一部だけでんが。全然なんの手も着けてないところもある。河合町なんか、全体がもう大方整備されて、供用開始なっている訳や。そんなとこと、安堵とか、平群、斑鳩町、特に生駒郡は供用開始が遅れた関係もあるけども、整備も遅れていると私は思うんです。そういう問題はどう採り上げていかれるのか、ただ、現状、今のままで報告されるのか、斑鳩町は将来合併せんでも、これだけの費用要りますよと、これだけ計画してますよと、バイパスは確かに、国でやってもらいまんが。16年度の予算も1億ついてまんねん。しかし、それに伴う、やっぱり協力していただいた住民の方、また町関係の施設を、道路とか、排水とか、やっぱりやっていかんなん。法隆寺線しかり。うまいこといったたら、福社会館、普通言うたら、ある程度できあがるとこまでいったる。現在なんの希望もない訳や。希望がないといったら語弊があるかわからんけど。そこらをどう説明しはるのか、私は

もう、ひとつの例を言ったら、下水道でもそうでんが。河合と斑鳩町では、河合町はこれからえろ金要りませんが。斑鳩町はこれからどつと要りまんねや。そこらも、私は説明の中に入れて欲しいと思う。ただ、今、現状だけの説明をするとでんな、そりゃ斑鳩は結構かもわからんわ。しかし、これ、バイパスも、バイパスといったら失礼ですけど、パークウェイも斑鳩町が今やろうとしている都市基盤、法隆寺線も含めてですね、法隆寺の駅前、三代川改修もせんなんいかんしですね、そりゃ確かに三代川改修は県、やってくれはります。やってくれるけど、何もかもみんなやってくれへん。それに伴って斑鳩町もよくせんなんいかん。そこらは説明の中へ入れてもらえるのかどうか、もし今考えておられることがあるんなら、聞かせてください。もしなかったら、是非ともそういうものを各町調べて、判断する材料にしてほしいなと思うんです。

総務部長 ただ今おっしゃっている関係、特に基盤整備の関係につきましては、現在各町が行っていることについて、7町でどう引き継いでいくのか、という関係につきましては、新市建設計画、まちづくり計画の中に網羅されて行くべきものであって、そういった分で調整されているところであります。そういったことを踏まえまして、それら内容について説明会には十分住民の方に説明し、理解を求めて行かなければならないということでございますので、よろしくお願いします。

吉川委員 あのね部長。それは分かるんです。しかし、ただ説明しやあはるときに、それを説明しておかんと、斑鳩町極端に言ったら、何もかも出来たんねん。法隆寺の駅も出来たんねん。パークウェイも出来たんねん。そりゃ住民の考え方変わってきますよ。先程、木田議員がおっしゃったのが私は一番住民の方の基本になってくると思う。なにも、合併せんでも、斑鳩町一番。しかし、合併したら、負担金みんな何もかも増えんねんと、固定資産税は増えるは、何は増えるは、言うたら、やっぱり合併するのに反対しはりまんがん。しかし、今斑鳩町の遅れ

ていることをやったら、そうはいきまへんと、そうじゃないですよと、いう説明も私はしてほしいと思うんです。それも7ヶ町の中で斑鳩町だけが遅れているかという、そうじゃないかもしれない。王寺町見たら、えらい進んでいるように、目から見たら、皆見やるかもわからんけど。そこらの説明を私はやはり住民の皆さんにしてほしいなと思う。一番判断しはるのそこやと思うんです。

総務部長 当然新市建設計画の中にそういったことも入ってまいりますので、住民も一番関心が高いところでございますので、それらを十分説明しなければならぬと思います。

吉川委員 ひとつよろしく願いしておきます。結構です。

里川委員 財政シミュレーション関係についてなんですが、3月31日付けで奈良新聞でも普通交付税、急増県増とかいって、記事書かれた経過もあったと思うんですが、この特別委員会の当初から申し上げていました福祉事務所の問題、ここ割とポイントおいて考えて来たんですが、まさしく市になったときに、福祉事務所を持つということではその分の基準財政需要額が交付税の算定の中で入ってくると、自ずから町の場合にはない、市になったらあるという交付税の項目になってくると思うんですよね、福祉事務所というのは。その分で交付税は一見増えるような感じにはなるとは思うんです。ただ、本当に交付税が算入されるけれども、実際福祉事務所として運営する中での扶助費なんていうのは、どの程度かかるのか、その辺の判断というんですか、そこがされてないような気がするんですよね。一体、福祉事務所として運営した場合、扶助費どれだけかかるのか、その交付税で算入される基準財政需要額で賄える金額では、私はないと思っているんです。扶助費というのは相当な額で、交付税算入されるよりも遙かに多い金額を使わなければならないんじゃないかと思っています。福祉事務所を持つということがどういう意味があるのかということについて、合併問題

考えるときにずっと考えていたことなんで、最初に確認もさせていただいてますが、その視点をシミュレーションするときにも、きちっと持っていただきたいなというのが、私の思いなんですね。それと、調整方針、ここでいろいろ出していただいた中で、国保なんかも大きな問題になると思います。国保でもモデル例見るだけでも、かなり値上がりになるというふうな調整方針出てるんですけども、ここに持って来て、高齢者の方、税制改革の中では高齢者の控除などの分について、今改正の方向が出てきてますので、実質的には所得が変わらない、又は所得が減っているのに、すいません、収入が同じ、若しくは収入が減っているにも係わらず、所得が上がるというような状況が今回の税制改革の中で出てくるんですよ。そうしたら自ずと、所得割が調整方針の中であがるわけですよ。そうしたら本当に高齢者の方にとっても、実質的にかなりな値上がりになってしまうというような中身もあると思うんですよ。そういう税制改革に伴う高齢者なんかの配慮というんですか、そういうことについては何か、調整方針出されるときにあったのかどうかと言うところ、そこのちょっと私、事務局並びに町側の見解というのを聞いておきたいなと思います。

企画財政
課長

交付税、福祉事務所に対する交付税の算入ということですが、交付税で賄えるかどうかと言う事に関して、これは私ども算定したことがありませんので承知はしておりません。

国保税でございますけども、高齢者の配慮があったのかなかったのかということでございます。この議論につきましては、担当の方の専門部会で議論がされております。これについてもその細かい内容については承知を致しておりません。

ただ、この調整方針というのはあくまでも基本的な調整方針というふうにご理解をいただければと思います。仮に合併の方に進むということになりますと、今後合併時までには十分議論、検討を重ねながら、結論を出していくというふうに思っております。

国保に関しましては、そういったひとつの例を取ってそういうことの配慮もされて調整されるべきであるという、これは私の考え方を示したかったんで申し上げたんですが、それと福祉事務所に関しましては市になったからこうなるという問題について、なんか一見基準財政需要額が新たに計上されて、その分が交付税算入される、一見増えるように見える。けれども、交付税が増えるように見えるんですよ。けれども福祉事務所の機能を果たしたときにどの程度の費用がかかるのかというところの、出、入を考慮されて、ただ単にそれが増えるんやなくて、交付税増えるんやみたいな、こんな新聞の記事みたいな事にならへんと違うかなと言う疑問があるんですね。そういったところも、課長は掴んでおられないということなんですが、そういったところも、きちっと担当としては見ておいてほしいということを思いますので、そういう観点というのは是非持っておいていただきたいし、出来ましたら、実際この7町でどういった扶助費、合計したらどの程度かかっているのか、斑鳩町はどの程度かかるのか、斑鳩町の分についてはまた担当へ行ったら判るかなと思いますが、7町で見たときにその扶助費が一体どうなるのか、だけど交付税でどの程度算入されるのか、そこで大きなマイナス要素を抱えることになるのかどうか、そういう判断もできる状況というのにも必要かなと思ってますので、そこは見ておいていただきたいと思います。それと、財政シミュレーションされるときに気になっていたのが、委員会や審議会の日を単純に7分の1とされましたよね。単純に7分の1というやり方をされて、シミュレーションするんやという考え方、示されてたと思いますが、各町の審議会とか、協議会というのは、全く同じではなくて、一定特色があって、7町の中で1町だけが持っている、例えば7町の中で2町だけが持っているという委員会などもあるやもしれません。それと委員の構成についても斑鳩町は10人でやってるけれども、お隣では15人でやっているとか、委員の数の調整なんかもあるはずです。単に7分の1と、ポンと、安易な考え方というのはどうも私は納得がいかなくて、その辺どの程度まで協議されているのか。当然、器が大きくなったら委員

数だって、今10人でやっているものを15人まで広げなあかんのと違うかとか、いろいろあると思うんですよね、考え方として。だから、それはちょっと安易な考え方なんじゃないのかなと思って、ちょっと気になっていたところなんです、その財政シミュレーションする中で、その辺はどのような議論が出たのか、どうも自分が納得できないので、聞いておきたいと思うんですが。

企画財政
課長

安易な考え方ということでは決してないと思うわけです。おっしゃるような算定の仕方をするとなると、それはもう、相当詰めた議論をしていき、実際新市の具体的な、本当に具体的な内容を示さないと、こういったシミュレーションの出し方というのは出来ないわけでございます。今現在の時点で、推計を出来る条件でもって、或いはそういった数字をもって、推計をするものでございますので、この際、一番ベターな積算の方法としては7分の1するというのがベターであると、だから、そういったやり方をしているというふうにご理解いただきたいと思います。

委員長

他ございませんか。

ひとつお尋ねします。3月議会でも町から、今合併協の方からの説明会の日にち等、お知らせいただきましたが、斑鳩町独自の情報提供するというのもおっしゃってました。合併した場合、しない場合のことですが、そのへんについては具体的な所は出ておるでしょうか、お聞かせ下さい。

企画財政
課長

住民説明会の資料の作成に当たっては、7町がそれぞれ異なった資料を使うというのは非常に具合が悪かろうと思っております。そういった中で、できるだけ7町で統一した資料の作成というふうになってまいろうかと思っております。その中でおっしゃっているような部分、斑鳩町で十分説明した方がよいという部分があれば、その時にそういう資料の提出をしたいと思っております。

里川委員 固定資産税の問題ですが、合併した場合としない場合の中で大きな問題としては固定資産税があると思いますが、財政課で今の段階でこれを聞くことについてはどうなのかとは思いますが、斑鳩町は割と市街化区域に農地がありますよね。比較的多いかなと思っています。7町の中で見ても。それが合併したことによって特定区域の農地ですか、特定市街化区域農地となって、固定資産税の算定が変わってきます。これが非常に大きな、したかしないかで、影響出てくる問題かなとずっと思っていますが、この点について斑鳩町で言えば、市街化区域内にある農地について、ある程度はそうなったときにはこうなるん違うかというシミュレーションされてるんじゃないかなと思うが、実際の程度税額が上がるのかという考え方、それはどうなんでしょうか。大体のシミュレーションされているんでしょうか。

総務部長 宅地並課税と言うことでなってますけれども、それについては今の段階におきましては、我々、いくらぐらいの額になるかということについてはまだ試算いたしておりません。

里川委員 そうなのかもしれないと私も思いましたが、これというのは非常に住民にとっては、しかも土地を守ってこられた斑鳩町の住民、そして斑鳩町の住民の方はこれまでもそうですが、本当に自分の土地を大事にされている方多いです。そんな中で市街化区域の農地というのは非常に斑鳩町、最近多くなっていると思いますので、このところ、また住民に説明するときにも、大きなポイントのひとつだというふうにも私は思ってますので、このところについても住民に対して分かり易いものというんですか、判断する、これはどうなんだろうと思ったときに答えられるような形というのは、住民説明会までには作っていただきたいなということを要望しておきたいと思うんです。

委員長 他に。

他にないようですので、（１）合併協議会の報告についてを終わります。

１０時４０分まで休憩と致します。

（午前１０時２５分 休憩）

（午前１０時４２分 再開）

委員長

再開いたします。

次に、（２）住民投票条例検討小委員会の報告についてを議題といたします。吉川委員長より報告をお願いいたします。

吉川委員長

住民投票条例検討小委員会委員長報告をさせていただきます。

市町村合併調査研究特別委員会から審議を託されていました住民投票条例につきまして、小委員会におきましては４月２日の委員会まで５回にわたり審議をかさねてまいりました。

委員の皆様からは終始熱心にご審議をいただき、本日、本特別委員会において審議を願える一定の案として提出させていただくこととなりました。

小委員会における審議の過程において各委員からいただいていた意見等もあわせて報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

３月１６日の市町村合併調査研究特別委員会におきまして、ご報告をさせていただいているところもあり、重複した報告になるかも知れませんが、前月の特別委員会におきましては、口答でのご報告を申し上げており、条例案として資料提出をさせていただくまでには至っておりませんでしたので、その点はよろしくお願いを致しておきたいと思います。

それでは、条例の名称についてからご報告をさせていただきます。

条例の名称につきましては、斑鳩町の合併について住民の意志を確認するということで、他市町村の住民投票条例等を参考にさせていた

だくなか、各委員からご意見をいただきました結果、住民投票を実施をする市町村名を入れて、何何町の合併の意思を問うというような名称でされているところも多くあり、条例の名称を「斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例」としています。

次に、各条文について概要で説明させていただきます。

第1条は条例の目的についてであります。

住民投票については、広域7町との合併について問うということで、法定合併協議会の名称と同じように、広域の各7町の町名をいれて「斑鳩町が平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町と合併することについて、町民の意思を確認し、民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的とする」としています。

次に第2条は住民投票についてであります。

住民投票は、町民による投票（以下「住民投票」という。）とし、第2項において「住民の自由な意思が反映されるものでなければならない」としています。

次に第3条は住民投票の執行についてであります。

住民投票は町長が執行し、選挙管理委員会に住民投票の管理・執行について委任することとしています。

次に、第4条は住民投票の期日についてであります。

この条例を実施するまでには、各町において住民説明会も開催がされているものと判断をし、本条例施行の日から30日以上を経過した日で、町長が定める日としてかつ、広域7町の状況等も判断する上で、実施にあたっては7町合併協議会の動向を考慮するものとするとしています。

次に、第5条は投票資格者についてであります。

小委員会において、投票資格者を18歳以上とするのか、20歳以上とするのか、また永住外国人を含めるのかについて意見をもとめましたところ、

○合併というのは行政区の変更と言う事で執行権に関わるので20

歳以上の日本人とすべき。議決権がないとしても外国人を参加させることは、基本的に憲法違反の恐れがあると思う。

○ 地方行政のなかで町民税も払っており、永住外国人については平群町と同じような形で入れて、広く住民に聞くべき。

○ 他の住民投票条例でも多くのところで永住外国人をいれている。将来の斑鳩町の問題についてより若い人に啓発も含め意思を問いたいことから、18歳以上で。

○ 選挙人名簿の公開等でプライバシーに関わることを平群町の総務委員会で質問されていたことがあるが、住民投票といえども要らないのではないかと考える。

法定協議会でも対象を18歳以上でアンケートをされている。

若い人にも聞いてみるのもいいということで、18歳以上の日本人で。

○ アンケートは18歳以上でされている。永住外国人については同じ日本国民と同様に地域で暮らす住民として投票資格の付与が必要ではないか。

○ 若い人を入れるという部分はわかるが、結果として50%切れるようなことがあってはということで20歳以上。

以上のような意見があり、委員会として結論を見出すことが難しく、委員からは委員会は検討する委員会であり採決する必要はないという意見、両論を特別委員会に出してはという意見、また委員会としてまとめるべきという意見があり、両論併記で委員会での採決ということは望ましいことではありませんでしたが、特別委員会から審議を託されてもおりますので、一定の取りまとめをし、報告もしなければならぬということもありまして、最終的に委員会として採決ということでまとめさせていただくことと致しました。

採決をいたしました結果、投票資格者の年齢を18歳以上とすることと、20歳以上とすることとそれぞれ挙手を求めましたところ、3対3で双方同数となり、委員長判断において20歳以上を投票資格者とすることとさせていただきました。

また、永住外国人を投票資格者とすることについても両方の意見があり、このことについても挙手をもって採決をいたしました結果、4対2で永住外国人を入れるという意見の方のほうが多くあり、投票資格者として永住外国人も含めることと致しました。

永住外国人の取扱いにつきましては記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

第5条につきましては、このような状況で決めさせていただきましたもので、小委員会委員の方からそれぞれ意見を述べてもらうということで了解をしていただいておりますので特別委員長におかれましては、この点ご配慮をよろしくお願いを致しておきたいと思います。

次に、第6条は住民投票資格者名簿についてであります。

選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、住民投票資格者名簿を作成することについて規定しています。

次に、第7条は投票の方式及び投票用紙についてであります。

住民投票は1人1票の投票とし、合併に賛成、反対の欄に○の記号で記載をすることとし、点字投票及び代理投票の規定についてもこの条で定めています。

また、合併に反対、賛成を投票用紙に印刷する選択肢の順序については委員会がくじで定めることとし、これらに伴う告示等については、規則で明記してもらうこととし、本条例中には定めていません。

次に、第8条は投票所における投票についてであります。

第1項では投票資格者名簿等との照合について、第2項では不在者投票の取扱いについてを規定しています。

次に、第9条は開票立会人についてであります。

このことについては、規則で明記してはという意見もありましたが、大事なことであり条例本文に詳細に記しておく方がよいということもありまして、第5項まで詳細に定めさせていただきました。

次に、第10条は無効投票の取扱いについてであります。

条例第9条と同様にその取扱いについても詳細に条例本文でうたうことにさせていただきました。

次に、第 11 条は情報の提供についてであります。

住民投票を行うについて、町民が合併の是非を判断できるように、町において情報の提供に努めてもらうということを規定しています。

次に、第 12 条は投票運動についてであります。

住民投票に関しての運動は自由とし、買収、脅迫等により住民の意志が阻害されることのないように、また、不当に干渉されたり、平穏な生活環境に影響を与えることのないように、投票運動を行うことを定めています。

次に、第 13 条は住民投票の成立についてであります。

住民投票は投票資格者による投票が 2 分の 1 以上で成立することとし、第 2 項においてはこの成立要件に達しないときは、開票を行わないこととしています。

次に、第 14 条は申請の時期についてであります。

第 5 条における永住外国人の委員会への投票資格者の登録の申請は町の執務時間内とすることについて定めています。

次に、第 15 条は投票及び開票についてであります。

前条までに定めるもののほか、投票所、投票立会人、開票所、開票立会人、その他住民投票の投票及び開票に関しては公職選挙法等の例により行うこととしています。

次に、第 16 条は投票結果の公表等についてであります。

投票結果が確定したときは、町長はすみやかにこれを告示することとしています。

次に、第 17 条は投票結果の尊重についてであります。

投票の結果を町長は尊重するという文言について、議会の判断はどうするかとの議論もありましたが、議員は議員としての判断をしなければならぬものというところから、議会については触れないこととし、町長は住民投票の結果を尊重しなければならないとしています。

また、投票及び開票等に関わる文書の保存に関しては、条分を設けて定めることについては、規則で定めてもらうことといたしています。

次に、第 18 条は不服申立てについてであります。

住民投票に対する不服申立てに対しては、行政不服審査法の定めるところによるものとしています。

次に、第19条は委任についてであります。

条例は議員発議で提出がされますが、規則については実施にあたり、先ほど申し上げた規則で定めるもの等、詳細について定めていかなければならないものも出てまいりますので、それらについては実施者である町の方で決めていってもらうのが望ましいということでの規則委任について定めています。

次に、付則について第1項は施行期日についてであります。

条例は公布の日から施行するということといたしています。

次に、第2項は条例の失効についてであります。

住民投票日の翌日から90日を経過した日に条例の効力はなくなることと定めています。

以上が住民投票条例案についての概要であります。

ご審議のほどよろしく願いを致しまして委員長報告を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

委員長 小委員会委員長から報告のありましたことについて、何か質疑、意見等があればお受けしてまいります。

嶋田委員 先程吉川委員長の報告についての質疑ということで、吉川委員長の報告についての質疑はございません。ただし、委員長からのご報告にありました、条文についての意見はあります。

委員長 はい、どうぞ。嶋田委員。

嶋田委員 私自身は第1条から皆さんに聞いていただくのが一番いいのではないかなと思っておりましたが、先程吉川委員長のご報告にありました第5条について、私自身は住民投票という、住民というのは日本国籍を有するものであるという解釈を致しております。合併の是非を問う

ということは、行政区の変更に関わることでありまして、執行権に関わることであります。その事に関しまして、日本国籍を有する日本人ですね、通称日本人、日本人の投票によるものでないと、憲法違反の恐れがあると考えております。アンケートなどであれば、もうちょっと軽く考えてもいいんじゃないかなと思っておりますが、住民投票という名前がついておれば、やはり議会が上程する条例でありますので、憲法違反の恐れのある、そういうふうな項目については避けていただきたい、かように思っております。

委員長 今、嶋田委員から5条について日本人以外の外国人については憲法違反に当たるのではないかと言うことで反対いたしますという意見でございます。

他ございませんでしょうか。

小野委員 実は私も小委員会のメンバーで、小委員会の委員長には大変気遣いをいただきましてありがとうございました。

議論の中で、先程吉川委員長からも報告にございましたとおり、18歳か20歳か、永住外国人を加えるか加えないか、ということで、採決されたということです。実は私は2敗なんです。私が主張していたのは、この委員会として採決された結果とはどちらも反対になってしまいましたが、そうした中で、それ以後もいろいろ考えてみたところ、年齢については18歳という事で主張しておりましたが、吉川委員長の報告にもありまして、法定協が合併についてのアンケート調査した段階が18歳だからということで、私は小委員会の採決の段階では18歳を主張しましたが、よくよく考えましたら、嶋田委員の意見も後半にもありましたが、この住民投票というのはあくまでも住民からの要望で制定されていくのが普通でありまして、議員提案することでもありますから、これはやはり、18歳という年齢は、20歳未満というのは日本では未成年という扱いになりますし、アンケートを聴くということに対しては、18歳でも、将来の住民というこ

とでいいかなと思いますが、住民投票である以上、やはり未成年にそれらの意向を聞くと言うことはおかしいんじゃないのかなという意見で、小委員会の段階からは2敗といいましたが、20歳の方がよかったなど、私は今の段階で思っております。そうした中で、永住外国人につきましては、嶋田委員の意見も理解しております。それと平群町での総務委員会を傍聴させていただいた中で、いろいろな縦覧、それからこの条例でも有資格者名簿を作成するに当たって、永住外国人の申し入れがなかったら、それは有資格者にならないというような、そういう扱いになっていますし、また、当然そういう名簿に載ったか、載らないかは、縦覧にかけて、公平さを確保しなければいけないので、縦覧の段階でどういう名前が出てくるのか、それは規則でいろいろカバーできるんだと考えておるんですが、それらも含めて今の合併についての意思を問うということは、やはり法律的にも日本国籍を有する有権者ということに限るべきだと、そのように私も思いますので、委員会として纏まってある永住外国人を加えるという案については、私は賛成しかねると、今現在賛成しかねると言うことで、特別委員会の中で申し上げておきます。

木澤委員　私はまず、18歳という事につきましては、やはり若い方にも今後いろいろまちづくりに関して意識を持って欲しいと言うことと、自分が住んでいくこれからの町を作っていくということが、中学生以上の方でも投票したいという人が実際にいますので、いきなり15歳までというのは難しいとは思いますが、今回出てきましたように、私は若い人にも参加して欲しいということで、18歳からということ意見を言わせてもらいます。あと、永住外国人につきましては、永住される外国人ですから、日本人と同じように、町を作っていく観点から、今回の住民投票にも参加していただきたいと思っています。

小野委員　今木澤委員から、先程私がちょっと話した中身も触れてあったと思うんですが、私はあくまでもこの条例が住民からの付託を受けている

議員提案で条例を制定しようとする住民投票条例ですので、その点はいろいろ考慮しなくてはいけないのではないかと思います。といいますのは、先程少し触れましたが、あくまでもこれは住民から要望があつての住民投票条例を制定して下さいという、そういう形の議論であればそれは若い人らも、永住外国人の人も加えていくべきじゃないかなと。いやしくも議員提案ですので、それらについてはきちっとはじめを付けて、やはり日本国籍をもっている20歳以上の成人ということで決めていくのが妥当であると、また、木澤委員が少し触れられましたが、そうしたらなぜ18歳か、15歳でもいいんじゃないかな、将来の住民ということは5歳でもいいんじゃないかなと、そういうことにもなってくると、そういう話にもなると思いますので、やはりこれは選挙権を有する日本国民ということではじめを付けておくべきと、そのように再度申し上げます。

嶋田委員　私は何もまちづくりに外国の方を参加させるなどと言っておりません。住民投票はあくまでも日本人の権利であると、そのようにうたわれておりますので、それを主張しているだけです。まちづくりにはいくらでも参加していただいて結構かと思います。

木田委員　住民投票に永住外国人も参加させるというようなことで、案なんです、それによって普通の選挙にも参加させよというような、そういうのが出てくる恐れが私は恐れの方が多いなと、今までからいろんな所で外国人にも投票参加資格を与えよとか、いろんな報道されております。だから私も2人のおっしゃったように、選挙権を有する日本国民というそれははっきり明記してもらいたいなと、元々そういう考えでおりますので、永住外国人の人が、一般選挙というんですか、そこへもこれによって参加させよというふうな形にもなっていくのではないかなという危惧というんですか、そういう恐れが私の中にそういうことが浮かんだけれど、私としてはそういうことで、日本国籍を有する投票権を有するものということに決めてもらいたいなと、年齢につ

いては日本国籍を有する有資格者といったら20歳以上という事ですので、それはそれで結構です。

委員長 他にございませんか。

委員長 今、年齢の件と外国人の登録に関して意見が分かれました。嶋田委員と小野委員と木田委員が外国人の選挙権についてはノーだと、木澤委員が賛成であるというふうに分かれております。他の方のご意見がないようですので、この件に関しましてもう少し時間を掛けて皆さんに持ち帰って検討していただきたいと思います。

この件に関しては次回の5月の特別委員会まで審議を皆さんで検討していただくということで、終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 他に、ございませんか。

それでは住民投票条例検討小委員会の報告についてを終わります。

小委員会委員のみなさまには、住民投票条例素案の作成について大変お世話をおかけいたしました。委員長として厚く御礼を申し上げます。ご苦勞をおかけいたしました。ありがとうございました。

委員長 ここで、お諮りいたします。

本日、提出していただきました条例案について、各委員から、種々ご意見をいただいておりますが、内容等について更にご熟読をいただく必要もあろうかと思ひます。

次回の特別委員会において、これは臨時議会の後になると思ひます、新しく正副委員長を決めていただいた後になると思ひますが、そこで引き続きご意見等をお聞きし、住民投票条例案を決定していただければと思ひますが、そのように先程申し上げましたのでよろしいでしょ

うか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱うこととさせていただきます。

本日は、条例案について報告を受けたということで終わります。

委員長 次に、2. その他について委員の方から質疑、意見等あればお受けしてまいります。

小野委員 今日は町長が出席されておられないので、町長からのご意見をお伺いしたいなと思っておりましたが、実は3月の定例会の最終日に、会議の中ではないのですが、報告の中での意見もありましたが、この、名前を出して申し訳ないんですが、4号委員さんの件につきまして、実は先程課長からの報告の中で、小委員会の委員長報告の中にもちょっとは触れてあったのかなと思うんですが、多分、名称の小委員会の委員長は法定協議会ではきちっとした報告はしてなかったのは、皆さんお気づきのことはあったと思うんですが、小委員会の議事録、ここにあるんです。実は私、3月29日の名称事務所の位置検討小委員会の署名委員でしたので、担当から先日署名を求められて、プリントそのまま持ってきましたので、ちょっとこの中での話で、腑に落ちないことがあるんです。町長に意見を聴いておきたいなと思ったんですが、助役さんも今日は声がでませんので、一応こういう意見が小野から出たということで、報告していただければ有り難いと思いますが、実は、新市の名称候補最終選考ということで議題が上がったときに、下村委員長からその通り読み上げさせていただきますので、ちょっと意味判りにくいと思いますが、委員から3点ずつ推薦と言うことで選定させていただきました。だけどその中で、「この件につきまして名前言わせてもろて、あれですけれども、斑鳩町の上田委員さんが先の時」、

先の時というのは前からの委員会のことで、「シンポジウムを開いて
どうこうしてからというふうなことで、発言させていただき、こだわ
りではないのですけれども、この名前には白紙で棄権をさせていただ
くということで、今から選ぶ5点の中にも一応棄権をさせていただく
ということですので、14名の委員の中で決めていただきたいなと、
かように思いますのでよろしくお願いいたします。」。この様に下村
委員長から発言されてたんです。私はその事で何でという、もの凄い
疑問があったんです。私達は、特に法定協議会の委員に町長のほうで
4号委員さんを選任されて、法定協議会へ出席されて、その法定協議
会から付託された小委員会へ義務を果たしに行っておるんですね。名
称・位置を決定するのに。その名称を決定するのはこれは棄権したら
いかんことですよ。義務です。私が思うのはこの3点ですというのを
出してもらおう。それは私は、権利やと、選ぶのは、そこへ行っている
のは権利やということで、棄権しますねと、そんな馬鹿げたことで、
委員が務まるのかなと、私思っておったんです。そのことで、やはり、
そのことは幹事会も知ってるはずですね。あれは確か22日までに各
委員に、3600の件数と635種類の名前をファイルでもらって、
その中で委員の務めとして、小委員会の委員の務めとして、3点選ん
で下さいと、これ決まっとるんです。それを、まあ言ったら、自分の
身勝手ですよ。こんなもの。シンポジウム開いてくれと、意見確かに
言われました。だけど、他の委員さんも全然相手にならないです。シ
ンポジウム開く間ないと、だから、採決も何もしてない。委員長も同
じように、そんなことは無理ですから、よろしいですなと言ったら、
黙ってるから、そのまま進んで、それできてあるのに、その時の委員
会でのことを、根に持ってですよ。気にしてないけど、そして委員長
に言うてるんですよ。そんなんね、私としては同じ斑鳩町からの法定
協の委員として恥ずかしい限りです。それと、最初に申し上げました
ように、3月議会の終わりに4号委員さんの交替のことで町長が報告
されたことについて、私は喰ってかかりました。何でですの。三木
議員の一般質問の答弁の中で、なんでそういう答弁になりますね。そ

の中で話をしていたとおり、7町の名称を残すために7町の名称を排除しますと、それを決めたと言うことが満場一致ですよ。あの人は違うと言うことは言うてはったけど、下村委員長はその時に配慮して、こう言うことでよろしいですかと、念を押しているんです。議事録にも残ってます。そうじゃないと町長が言ってたから、吉川議員も言うてはったように議事録見て下さい、見たら直ぐ判ることやと、担当としては議事録見ておられると思うんです。町長も見ておられると思うんです。違うんですよ。あの人が報告してることと、違うんですよ。だから、この際、もう一度上田委員の更迭をこの公式の場所で申し入れます。前回は本会議場でしたが、公式の会議ではなかったので、今、改めて4号委員の上田委員の更迭を求めておきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

小野委員の意見として理事者側の方にしたとしておきます。

その他について、他にありませんか。

ないようですので、その他についてこれをもって終了いたします。

委員長

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受け致します。

(助役挨拶)

委員長

これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後2時45分 閉会)